

## 〈年末調整のポイント〉 今月は年末調整準備の月です。

### 年末調整とは

所得税は、毎月の給料から源泉徴収されていますが、1年間の給与総額が確定する12月に、生命保険料等の控除や期中の扶養家族異動による控除額の修正などを計算したうえで、今年納めるべき税額を算出し今まで控除された税額の合計との差額を精算する手続きが必要です。その手続きを「年末調整」と言います。

### 年末調整の対象となる人は

会社（給与支払者）に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人で

- ①1年を通じて勤務している人
- ②年途中で就職し、年末まで勤務している人（同じ年に前職がある人は、その源泉徴収票が必要）
- ③本年中に支払うことが確定した給与総額が2,000万円以下である人

### 給与所得と所得税のしくみ

給与の収入金額（非課税分（通勤手当等）を除く総支給額）	
給与所得控除額 （給与金額によって定められています）	給与所得の金額

給

### 与所得と所得税のしくみ

給与所得の金額		※算出さ
所得控除額 （配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除他）	課税給与所得金額	

れた課税給与所得金額が、所得税計算の対象となります。

### よくある間違い

- 「所得の見積額」に、所得ではなく収入（支給総額）を記入してしまっている。
- 就職した子供が扶養家族のままになっている。
- 本年中に亡くなった人を扶養家族から外している。（本年は扶養控除対象です。）

## ●平成23年分の所得税から、扶養控除について改正されます。

- ①子ども手当導入にともない、年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除（1人につき38万円）が

廃止されます。

②年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除上乘せ部分（25 万円）が廃止され控除額 1 人 38 万円となります。これに伴い、特定扶養親族（控除額 1 人 63 万円）の範囲が、年齢 19 歳以上 23 歳未満に変更されます。

※この改正に伴い「扶養控除等（異動）申告書」の様式が改訂されています。